

さいたま市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動支援 障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（当該外出をした日のうちに用務を終えるものに限る。）の時における移動中の介護を行うサービスであって、別表第1に定める内容のものをいう。
- (2) 障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (3) 日中一時支援 さいたま市日中一時支援事業実施要綱（平成18年9月29日決裁）の規定による障害者等に対する日中における活動を行う場の提供、障害者等の見守り並びに障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスをいう。
- (4) 登録事業者 第5条の規定により、市長の登録を受けた者をいう。
- (5) サービス提供者 登録事業者に勤務する従業者で、移動支援のサービスを提供する者をいう。
- (6) 支給量 第9条第2項の規定により利用者ごとに決定する、月を単位とした移動支援利用可能時間をいう。
- (7) 2人介護決定者 2人のサービス提供者による移動支援が必要と市長が認める者で、別表第2アからウまでの項目に掲げる状態のいずれかに該当するものをいう。

(実施主体)

第3条 移動支援事業の実施主体は、さいたま市とする。

(利用の制限)

第4条 移動支援事業は、これを利用しようとする障害者等が障害福祉サービス又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第6項に規定する訪問

介護（以下この条において「他のサービス」という。）を利用できる場合は、利用することができない。ただし、他のサービスを優先して利用してもなお移動支援事業の利用が必要であると市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（登録事業者）

第5条 移動支援を行うことができるのは、次の各号のいずれかに該当するものとして市長が登録した者をいう。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者で居宅介護を行うもの
- (2) 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行うものとして、さいたま市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱（平成20年3月10日決裁）第3条による登録を受けた事業者で、居宅介護を行うもの

（登録手続）

第6条 前条の規定による登録を受けようとする者は、移動支援事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、移動支援事業者登録決定・却下通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知する。

（サービス提供者）

第7条 サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 介護福祉士
- (2) 実務者研修を修了した者
- (3) 居宅介護職員初任者研修を修了した者
- (4) 障害者居宅介護従業者基礎研修を修了した者
- (5) 重度訪問介護従業者養成研修を修了した者
- (6) 同行援護従業者養成研修を修了した者
- (7) 行動援護従業者養成研修を修了した者
- (8) 平成18年9月30日までの間に日常生活支援従業者養成研修課程を修了した者
- (9) 平成18年9月30日までの間に視覚障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者

- (10) 平成18年9月30日までの間に全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
- (11) 平成18年9月30日までの間に知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
- (12) 平成25年3月31日までの間に居宅介護従業者養成研修1級、2級又は3級の課程を修了した者
- (13) 平成25年3月31日までの間に訪問介護員養成研修1級、2級又は3級の課程を修了した者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、既に居宅介護等の経験を有する者であって、市長が必要な知識及び技術を有すると認めるもの

(対象者)

第8条 移動支援事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が外出時の移動支援を必要と認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者等（視覚障害を有する障害者等をいう。）又は全身性障害者等（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する障害者等であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害者等をいう。）
- (2) さいたま市療育手帳制度要綱（平成15年さいたま市告示第260号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害を有すると判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 精神障害を事由とする年金を受けている者
- (6) 精神障害を事由とする特別障害給付金を受けている者
- (7) 法第54条の規定による自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (8) 医師により精神障害を有すると診断された者

(利用手続)

第9条 移動支援事業を利用しようとする者は、移動支援事業利用申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定し、移動支援事業利用決定・却下通知書（様式第4号）により当該申請書を提出した者に通知する。

3 市長は、前項の規定により利用の決定をした者に対し、次に掲げる事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

(1) 支給量

(2) 第16条の規定による負担上限月額

(3) 第17条の規定による上限管理対象者の該当の有無

(4) 移動支援時の身体介護の要否

(5) 2人介護決定者の該当の有無

4 前項第4号に規定する移動支援時の身体介護については、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）に規定する調査項目に応じ、別表第3に定める状態のいずれか一つ以上該当するかどうかを、その要否の基準とする。

5 第3項の受給者証の有効期限は、第2項の規定による利用の決定日の翌日から起算して1年を経過する日の属する月の末日とする。

6 受給者証の交付を受け、移動支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、受給者証を登録事業者に提示し、直接依頼するものとする。

（支給量の基準等）

第10条 支給量（通学通所支援（別表第1第1項第3号に掲げる通学通所支援をいう。以下この条において同じ。）に係るものを除く。）については、1月当たり70時間を基準とし、その範囲内で利用者ごとに必要な時間数を市長が決定する。ただし、2人介護決定者に係る支給量については、サービス提供者が2人で行う時間を上乗せして決定することとし、その上限は、140時間を基準とする。

2 通学通所支援に係る支給量については、1月当たり23時間を基準とし、その範囲内で利用者ごとに必要な時間数を市長が決定する。

3 通学通所支援の1回当たりの利用時間は、30分を基準とする。

（利用変更手続）

第11条 第9条の規定は、同条第3項の規定により決定した事項を変更しよ

うとするときについて、準用する。この場合において、同条第1項中「移動支援事業利用申請書（様式第3号）」とあるのは「移動支援事業変更申請書（様式第5号）」と、「移動支援事業利用決定・却下通知書（様式第4号）」とあるのは「移動支援事業変更決定・却下通知書（様式第6号）」と、同条第5項中「1年」とあるのは「変更前の有効期限の残日数」とする。

（利用の取消し）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第2項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 移動支援事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めた場合

（登録事業者の届出義務）

第13条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたとき又は移動支援事業を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、速やかに移動支援事業者登録変更届出書（様式第7号）又は移動支援事業廃止・休止・再開届出書（様式第8号）を市長に届け出なければならない。

（利用者の届出義務）

第14条 利用者又はその保護者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、移動支援事業申請内容変更・利用中止届（様式第9号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所その他の届け出た事項に変更があった場合
 - (2) 利用の中止をしようとする場合
- 2 利用者は、受給者証を棄損し、又は紛失したときは、直ちに移動支援事業受給者証再交付申請書（様式第10号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けなければならない。

（利用料）

第15条 利用者又はその保護者は、利用料として、さいたま市移動支援事業補助金交付要綱（平成18年9月28日決裁。以下「交付要綱」という。）第3条に規定する補助基準額から、登録事業者に対する補助額を差し引いた金額を登録事業者に支払うものとする。ただし、2人介護決定者に対し、サービス提供者が2人で移動支援を行った場合は、同様の算定方法によりそれぞれの移動支援について算定した金額を合計した金額を支払うものとする。

(利用者負担の上限)

第16条 前条の利用料に係る上限額（以下「負担上限月額」という。）は、
次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第17条第1項第1号から第3号までに規定する者 37,200円
- (2) 令第17条第1項第4号に規定する者 0円

(利用者負担上限管理)

第17条 市長は、前条第1号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するものを、負担上限月額を管理する必要のある者（以下「上限管理対象者」という。）として定める。

- (1) 同一の月において複数の登録事業者の移動支援を利用する者で、当該登録事業者ごとの利用料の合算額が負担上限月額を超える可能性があるとして市長が認めたもの
 - (2) 同一の月において、登録事業者の移動支援又は登録事業者その他の事業者の障害福祉サービス若しくは日中一時支援（以下この条において「移動支援等」という。）のうち、複数のサービスを利用する者で、そのサービス毎に当該者が負担する利用料その他の自己負担額の合算額（次項において「利用料等合算額」という。）が負担上限月額を超える可能性があるとして市長が認めたもの
- 2 移動支援等を行う登録事業者その他の事業者は、前項に規定する上限管理対象者の利用料等合算額が負担上限月額を超えた場合において、当該上限管理対象者からの依頼により、これらの者のうちいずれか又はいずれもが、当該負担上限月額を超えた部分の利用料等合算額の一部又は全部を負担するよう、相互に調整することができるものとする。

(費用の支弁)

第18条 市長は、登録事業者に対し、交付要綱の規定により移動支援事業のサービスの提供に要する経費を支弁することができる。

(登録事業者の遵守事項)

- 第19条 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 登録事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
 - 3 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者

の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 4 登録事業者は、利用者に対し、その提供するサービスの内容及び料金、サービス提供者の有する資格等並びに経理状況を明示しなければならない。
- 5 登録事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
- 6 登録事業者及び従業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- 7 登録事業者は、従業者及び会計並びに利用者へのサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(調査及び指導)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、利用者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は本市の職員に質問させることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は本市の職員に質問若しくは事業所への立入り検査をさせることができる。
- 3 登録事業者は、前項の規定により市長が定期又は随時に行う調査及び検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事業者登録の取消し)

第21条 市長は、登録事業者が第19条に規定する事項を遵守していないと認める場合は、当該登録事業者に対して遵守するための措置をとることを命じ、又は必要に応じ指導を行い、若しくは登録の取消しを行うことができる。

(利用者の遵守事項)

第22条 利用者又はその保護者は、受給者証の譲渡、貸与その他不正の使用をしてはならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、移動支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、保健福祉局長の決裁があった日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

項目	内 容
1 移動の種類	<p>(1) 社会生活上必要不可欠な外出</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 権利又は義務に関する相談又は手続 イ 学校行事への参加、PTA活動等 ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続等 エ 日常生活上必要な買物等 オ 理容、美容、着付等 カ 住居の取得、賃貸借、維持管理、補修等に係る契約、相談等 キ 官公庁又は金融機関への外出 ク 公的行事への参加 ケ 冠婚葬祭 シ アからシまでに掲げる事項に準じる移動支援 <p>(2) 社会参加のための外出</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 各種行事又は研修会 イ 余暇又は文化活動への参加 ウ 初詣、墓参り等社会的習慣 エ ボランティア活動等 オ 外食 カ レジャー又はレクリエーション キ 映画鑑賞、観劇、スポーツ観戦等 ク アからキまでに掲げる事項に準じる移動支援 <p>(3) 通学通所支援</p> <p>通学又は通所のための利用（次のアからキまでのいずれかに該当する場合における自宅から通学バス又は通所バスの停留所（通学又は通所バスを利用することができない状況である場合にあっては、通学先又は通所先）までの利用に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 主たる介護者が入院若しくは長期にわたり通院を要する場合又は慢性疾患である場合 イ 主たる介護者が高齢のために本人の移動中の介護をすることができない場合 ウ 本人以外の家族の通学又は通所の時間と重複するため、主たる介護者が本人の移動中の介護をすることができない場合 エ 主たる介護者が本人以外の家族の介護等を優先せ

		ざるを得ない場合 オ 強度の行動障害があり、主たる介護者1人では移動中の介護をすることができない場合 カ ひとり親家庭又はそれに準ずる世帯で主たる介護者が生計維持のために就労しており、本人の移動中の介護をすることができない場合 キ アからカまでに準じる状態にある場合
2 付 随 し た 行 為	(1) 情報の伝達	ア 視覚障害者等に対する墨字の読取り、代筆等 イ 全身性障害者等に対するメモ、聞き取り、伝言等 ウ 知的障害者等に対する行き先の指示、案内等
	(2) 代行行為	ア 金銭の授受及び権利義務に関する行為（第三者の前で本人の確認を受けることとする。） イ アに掲げるもののほか、特に依頼された代行行為
	(3) 身体介助	ア 移動介護中における食事、着脱衣、排泄等の介助
	(4) 利用者が行う活動への支援	ア 講演会、スポーツ観戦、映画鑑賞等の移動先での介助を含めた支援（資格、習熟又は準備を要する活動、危険を伴う活動等を除く。）

備考 次に掲げる内容は移動支援の対象としない。

- (1) 通学、通所、通勤又は営業活動に伴う移動支援（別表第1第1項（3）に該当するものを除く。）
- (2) 病院への通院等（通院等介助又は通院等乗降介助（介護保険制度を含む。）等を利用できない場合を除く。）
- (3) サービス提供者が自ら運転する車両を用いた移動支援において、当該車両を運転している時間
- (4) ギャンブル又は飲酒を目的とした移動支援
- (5) 宗教的活動、政治的活動又は特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動支援
- (6) 経済的活動、通年かつ長期にわたる移動支援又は社会通念上この制度を利用することが適当でないと認められる移動支援
- (7) 保護者等による育児又は養育が適当であると考えられる場合の障害児に対する移動支援
- (8) (1) から (7) までに掲げる事項に準じる移動支援

別表第2（第2条関係）

項目	状態
ア	障害者等の身体的理由により、サービス提供者1人による介護が困難と認められる状態
イ	暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる状態
ウ	その他障害者等の状況等から判断して、ア又はイに準じると認められる状態

別表第3（第9条関係）

調査項目	状態
ア 歩行	4 全面的な支援が必要
イ 移乗	3 部分的な支援が必要又は4 全面的な支援が必要
ウ 移動	3 部分的な支援が必要又は4 全面的な支援が必要
エ 排尿	3 部分的な支援が必要又は4 全面的な支援が必要
オ 排便	3 部分的な支援が必要又は4 全面的な支援が必要

○さいたま市地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第897号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、地域生活支援事業の実施について（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1 地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業

(事業の連携等)

第3条 市は、他の市町村等と連携し、事業を広域的に実施することができる。

2 市は、事業の全部又は一部を他の団体等に委託して実施することができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(更生訓練費支給要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) さいたま市更生訓練費支給要綱（平成13年さいたま市告示第38号）
- (2) さいたま市施設入所者就職支度金支給要綱（平成13年さいたま市告示第39号）

- (3) さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱（平成13年さいたま市告示第40号）
- (4) さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第49号）
- (5) さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第50号）
- (6) さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第70号）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年一月二十五日)

(政令第十号)

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の

額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百元

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあっては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

(平一八政三一九・平一九政一五六・平二〇政二一二・平二二政一〇六・平二四政二六・平二五政三一九・一部改正)